



■内容

- ① 防鹿地区へは、上り便下り便とも防鹿トンネル東側交差点（上図のトンネル右側の交差点）から出入りし、防鹿1号線内を運行する。

大竹警察署に交通安全上支障ないか協議し、支障ない旨を確認している。（意見照会を現在提出中）

- ② バス停（防鹿、前湍渡）を上図のとおり移設させる。

※防鹿バス停の移設場所については、運行経路の変更及び停留所の移設の際に大竹警察署に交通安全上支障ないか協議し、支障ない旨を確認している。（意見照会を現在提出中）